

倉吉市上下水道局企業管理規程第 1 号

倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程（昭和43年倉吉市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特殊勤務手当） 第 5 条 企業職員（第 7 条の規定による管理職手当の支給を受ける職員を除く。）の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 （1）～（6） 略 <u>（7） 異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）に従事したとき。</u> <u>ア 河川の堤防等</u> <u>イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺</u> <u>ウ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第 73号）その他の法令に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域の設定又は拡大が行われた場合において、その設定又は拡大が行われた時までの間における当該区域と同一の地域を含む。）</u> <u>（8） 避難所の運営、罹災証明書の交付に係る被害状況の調査等に従事したとき。</u> <u>（9） 重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所又はその周辺において行う警備等に従事したとき。</u> <u>（10） 災害対策基本法第23条第 1 項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の 2 第 1 項に規定する市町村災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整業務に従事したとき。</u>	（特殊勤務手当） 第 5 条 企業職員（第 7 条の規定による管理職手当の支給を受ける職員を除く。）の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 （1）～（6） 略

2 前項に規定する手当の額は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>前項第7号に該当する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u> ア <u>巡回監視 従事した日1日につき710円</u> イ <u>応急作業等 従事した日1日につき1,080円</u> (4) <u>前項第8号又は第10号に該当する場合 従事した日1日につき710円</u> (5) <u>前項第9号に該当する場合 従事した日1日につき840円</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、第1項第7号から第10号までの業務が日没時から日出時までの間において行われた場合の手当の額は、前項に定める額に、その額の100分の50に相当する額を加算した額とする。</u> 4 <u>前2項の規定にかかわらず、同一の日において第1項第7号から第10号までのうち2以上の号に掲げる業務に従事した場合は、これらの業務について前2項の規定によりそれぞれ計算した額のうち最も高い額の手当を支給する。</u>	2 前項に規定する手当の額は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 略
--	---

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。